

川崎市指令環廃第1728号

産業廃棄物処理施設変更許可証

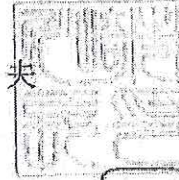
平成23年 3月23日

住所 大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目5番21号

氏名 木材開発株式会社
代表取締役 谷 正剛 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

川崎市長 阿部 孝 夫



複写無効

| | | | |
|--|---|------|-----|
| 許可の年月日 | 平成23年 3月23日 | 許可番号 | 205 |
| 施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) | 木くず又はがれき類の破碎施設 (処理する産業廃棄物の種類は木くず) | | |
| 設置場所 | 川崎市川崎区水江町1番50ほか | | |
| 処理能力 | 462.0t/日(22.0時間) | | |
| 許可の条件 | | | |
| 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 | 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> | | |
| 留意事項 | 1. 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。 | | |

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る採決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。